

◎淀川右岸水防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

制 定 令 5. 8. 1 条例 2

(趣 旨)

第1条 この規則は、淀川右岸水防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年淀川右岸水防事務組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、条例の例による。

(写しの作成及び送付に要する費用)

第3条 条例第3条第2項に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 条例第3条第2項に規定する写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵便料金に相当する額とする。

3 前各項に定める写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

公文書の種類	区 分	単 位	金 額	備 考
文書又は図面	複写機により複写したものの公布	単色刷1枚	日本産業規格 A 列3番までの大きさの用紙 10円	・用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。 ・日本産業規格 A 列3番を超える大きさの用紙の場合は、A 列3番の用紙を用いた場合に換算して写しの枚数を計算する。
		多色刷1枚	日本産業規格 A 列3番までの大きさの用紙 50円	